

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成27年6月3日
【会社名】	株式会社アイフリーク ホールディングス
【英訳名】	I-FREEK HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷内 進
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号
【電話番号】	092(471)5211(代表)
【事務連絡者氏名】	管理担当取締役 芦田 克宣
【最寄りの連絡場所】	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号
【電話番号】	092(471)5211(代表)
【事務連絡者氏名】	管理担当取締役 芦田 克宣
【縦覧に供する場所】	株式会社アイフリーク ホールディングス 東京支店 (東京都新宿区新宿二丁目1番11号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成27年5月27日開催の取締役会において、平成27年7月1日を効力発生日としたうえで、当社を存続会社として、当社の特定子会社かつ完全子会社である株式会社アイフリーク モバイルを吸収合併することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第19条第2項第7号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### 1．特定子会社の異動に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

#### (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名 称 : 株式会社アイフリーク モバイル  
住 所 : 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号  
代表者の氏名 : 代表取締役社長 谷内 進  
資 本 金 : 100百万円（平成27年3月31日現在）  
事業の内容 : モバイルコンテンツ事業

#### (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異 動 前 : 2,000個

異 動 後 : 個

総株主等の議決権に対する割合

異 動 前 : 100.00%

異 動 後 : %

#### (3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当社が、当社の特定子会社であります株式会社アイフリーク モバイルを吸収合併することにより、同社が消滅することになります。

異動の年月日 : 平成27年7月1日（予定）

### 2．吸収合併に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3に基づく報告）

#### (1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商 号 : 株式会社アイフリーク モバイル  
本店の所在地 : 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号  
代表者の氏名 : 代表取締役社長 谷内 進  
資本金の額 : 100百万円（平成27年3月31日現在）  
純資産の額 : 303百万円（平成27年3月31日現在）  
総資産の額 : 418百万円（平成27年3月31日現在）  
事業の内容 : モバイルコンテンツ事業

最近2年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益

決算期	平成26年3月期	平成27年3月期
売上高（千円）	821,775	788,933
営業利益（千円）	93,299	93,267
経常利益（千円）	96,694	96,192
当期純利益（千円）	40,804	106,760

（注）1．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2．株式会社アイフリーク モバイルは、平成25年4月設立のため、2期分のみ記載しております。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

当社 100.00%

当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係： 当社は、株式会社アイフリーク モバイルの発行済株式の全部を所有しております。

人的関係： 当社役員による株式会社アイフリーク モバイルの役員兼務の関係があります。

取引関係： 当社は、経営指導料の受取及び借入金の返済をしております。

(2) 当該吸収合併の目的

当社は、モバイルコンテンツ事業を手がける株式会社アイフリーク モバイルを当社100%出資の完全子会社として傘下に置き当該事業を推進してまいりましたが、昨今の経済情勢の変化に対応し、より一層のお客様視点に立った経営及び経営の一層の効率化を図るため、株式会社アイフリーク モバイルを当社に吸収合併することといたしました。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式によるものとし、株式会社アイフリーク モバイルは解散いたします。

吸収合併に係る割当ての内容

当社は、吸収合併消滅会社である株式会社アイフリーク モバイルの発行済株式の全部を所有しているため、本合併により株式その他の対価の交付は行いません。

その他の合併契約の内容

当社及び株式会社アイフリーク モバイルが平成27年5月27日に締結した合併契約書の内容は(6)「合併契約書」をご参照下さい。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号： 株式会社アイフリーク モバイル

本店の所在地： 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号

代表者の氏名： 代表取締役社長 谷内 進

資本金の額： 現時点では確定しておりません。

純資産の額： 現時点では確定しておりません。

総資産の額： 現時点では確定しておりません。

事業の内容： モバイルコンテンツ事業

(注)当社は、平成27年7月1日(本合併の効力発生日)付けで、商号を株式会社アイフリーク モバイルに変更する予定です。但し、平成27年6月27日開催予定の定時株主総会に付議される「吸収合併契約承認の件」及び「定款一部変更の件」が承認されることを条件といたします。

(6) 合併契約書の内容は次のとおりであります。

合併契約書

株式会社アイフリークホールディングス(以下、「甲」という。)と株式会社アイフリークモバイル(以下、「乙」という。)は、次のとおり合併契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

第1条(合併の方法)

本契約の定める諸条件に基づき、甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併をする(以下、「本合併」という。)

第2条(合併当事者)

甲及び乙の商号及び本店所在地は以下のとおりである。

(甲) 本店所在地：福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号

商号：株式会社アイフリークホールディングス

(乙) 本店所在地：福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号

商号：株式会社アイフリークモバイル

第3条(合併対価の交付)

甲は、本合併に際して、合併対価の交付を行わないものとする。

#### 第4条（資本金等の額に関する事項）

本合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しないものとする。

#### 第5条（効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、平成27年7月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性、その他やむを得ない事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

#### 第6条（合併承認總會等）

甲は、平成27年6月30日までに、会社法第795条第1項に基づき株主總會を招集し、本契約の承認及び本件合併に必要な事項に関する決議を求めるものとする。なお、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲は、期日を変更することができる。

#### 第7条（資産等の承継）

乙は、乙の平成27年3月31日現在の会計帳簿・貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務の一切を効力発生日において甲に引継ぎ、甲はこれを継承する。

#### 第8条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各々の財産の管理及び業務の執行を行うものとし、各々の財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、予め相手方と協議してその同意を得なければならない。

#### 第9条（従業員の承継）

甲は、効力発生日における乙の従業員を全て承継するものとし、従業員に関する取扱いについては、別途甲乙協議の上決定する。

#### 第10条（費用負担）

本合併に係る甲の変更登記、乙の解散登記及び乙の解散手続きに必要な費用は、すべて甲の負担とする。

#### 第11条（本契約の効力）

本契約は、甲の第6条に定める株主總會の合併承認及び法令に定める関係官庁等の承認が得られないときには、その効力を失う。

#### 第12条（契約内容の変更）

本契約の内容は、甲及び乙の書面による合意によってのみ変更することができる。

#### 第13条（事情変更）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他事由により、甲及び乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲乙協議の上、本契約を変更又は解除することができる。

#### 第14条（準拠法及び合意管轄）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して生じた紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第15条（本契約に定めのない事項）

本契約に規定するもののほか、法令の規定その他に基づき本合併に関して変更又は協議すべき事項が生じた場合には、甲乙協議の上、円満に解決するものとする。

以上、本契約締結の証として、本契約書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を、乙がその写しを保有するものとする。

平成27年5月27日

甲：株式会社アイフリークホールディングス  
福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号

代表取締役 谷内 進 印

乙：株式会社アイフリーク モバイル  
福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号  
代表取締役 谷内 進 印

以 上